平成２２年（フ）第７号
京都府福知山市厚中町131番地
債務者　野間　　潔
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第９４号
北海道美唄市字美唄1066番地27
債務者　松田　明子（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２３１号
北海道夕張郡栗山町中央２丁目117―１　シャネルファイブ403号、住民票上の住所北海道夕張郡由仁町新光252番地　ひので団地
債務者　前田かおる
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１５号
北海道三笠市宮本町480番地１―24―４
債務者　市川　忠昭
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１９号
北海道夕張郡長沼町錦町南１丁目２番４号
債務者　林　きよ子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第６９号
岩手県久慈市小久慈町第34地割８番地　さいわい団地23号
債務者　大道　伸吾
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１９号
福島県大沼郡会津美里町字思堀39番地
債務者　遠藤　一栄
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
茨城県つくば市春日２丁目11番地２　ハッカーアパートメントⅠ号
債務者　青木　友実
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３６号
茨城県つくば市東光台１丁目３番地２　第２花園ハイツ103号
債務者　砂押すみ子（旧姓市村）
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２９１号
千葉県東金市日吉台６丁目11番地５、申立時の住所千葉県東金市田間384番地４
債務者　熊谷　朝雄
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３号
新潟県上越市五智４丁目４番26号
債務者　新田スミエ
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第４号
新潟県妙高市白山町２丁目17番６号　ハウスタイム202号室
債務者　松本米吉ドニゼッチ
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１２号
愛知県清須市新清洲６丁目５番地27　パークサイドタカクワ101
債務者　豊原　智美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２７号
名古屋市緑区鳴子町４丁目２番地　鳴子第２住宅119号
債務者　伊藤　未紗
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６９号
愛知県春日井市牛山町781番地２　牛山雇用促進住宅５棟208号
債務者　林　真由美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３１号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地市営梅森荘19棟601号
債務者　細井　雄一
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９１５６号
大阪府吹田市津雲台６丁目19番１―504号
債務者　竹内　義明
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部